

鈴木千佳子教授略歴

- 一九八三年三月 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
- 一九八五年三月 慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程民法学専攻（法学修士）
- 一九八九年三月 慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程民法学専攻単位取得退学
- 一九八九年四月 慶應義塾大学法学部専任講師
- 一九九三年四月 慶應義塾大学法学部助教
- 一九九六年四月 慶應義塾大学通信教育部法学部学習指導主任（一九九七年九月まで）
- 一九九八年四月 フランスパリ第一大学留学（二〇〇〇年三月まで）
- 二〇〇三年一〇月 慶應義塾学生総合センター副部長（二〇〇五年九月まで）
- 二〇〇三年一〇月 日本私法学会運営懇談会委員（二〇〇九年九月まで）
- 二〇〇四年四月 慶應義塾大学法学部教授（現在に至る）
- 二〇一二年七月 独立行政法人日本学生支援機構業績優秀者返還免除認定委員会委員（現在まで）
- 二〇一三年一〇月 慶應義塾大学通信教育部学生部長（二〇一七年九月まで）
- 二〇一七年一〇月 慶應義塾女子高等学校校長兼任（二〇二二年九月まで）
- 二〇二二年一〇月 慶應義塾大学教職課程センター所長兼任（現在に至る）
- 二〇二三年一〇月 日本私法学会理事（二〇二五年九月まで）

二〇二四年四月

公益財団法人日本証券奨学財団奨学生選考委員会委員（現在に至る）

そのほか、株式会社京三製作所買収防衛策に関する独立委員会委員、公益財団法人三菱ガス化学記念財団評議員、監査法人 Growth 独立第三者委員などを務める。

鈴木千佳子教授主要業績

1. 著書

- 『法学をやさしく学ぶ』（共著）
中央経済社、一九九三年
- 『会社法辞典』（共著）
中央経済社、一九九四年
- 『演習ノート会社法（第六版）（第七版）』（共著）
法学書院、二〇〇六年、二〇一六年
- 『現代会社法用語辞典』（共著）
税務経理協会、二〇〇八年
- 『入門講義会社法（初版）（第二版）（第三版）』（共著）
慶應義塾大学出版会、二〇一三年、二〇一七年、二〇二三年
- 『会社法コンメンタール（3）』（共著）
商事法務、二〇一三年
- 『会社法コンメンタール（5）』（共著）
商事法務、二〇一三年
- 『会社法コンメンタール（2）』（共著）
商事法務、二〇一四年
- 『会社法コンメンタール補巻（平成二六年改正）』（共著）
商事法務、二〇一九年

2. 論文等

「会社の分割についての一考察」慶應義塾大学大学院法学研究科論文集二二号（一九八五年）

- 「会社役員報酬規制と退職慰労金」法律のひろば四一巻五号（一九八八年）
- 「従業員持株制度における便宜供与の諸問題」慶應義塾大学大学院法学研究科論文集二八号（一九八八年）
- 「一人会社と株主総会」法学研究六五巻六号（一九九二年）
- 「一人会社における取締役会の意義——取締役・会社間の取引を中心に」法学研究六五巻一一号（一九九二年）
- 「株主総会による取締役の解任に関する一考察」法学研究六六巻一號（一九九三年）
- 「取締役会決議を欠く新株発行の効力をめぐる諸問題」法学研究六六巻一二号（一九九三年）
- 「一人会社と株主総会（昭和四六・六・二四最高一小判）」倉澤康一郎教授還暦記念論文集『商法の判例と論理——昭和四〇年代の最高裁判例をめぐって』（日本評論社、一九九四年）
- 「〔立法紹介〕会社法の簡略化——イニシアチブと個人企業に関する一九九四年二月一日の法律第九四——二六号」日仏法学一九号（一九九五年）
- 「一人会社と株主総会（研究報告）」私法五八号（一九九六年）
- 「株主総会論」岩崎稜先生追悼論文集『昭和商法学史』（日本評論社、一九九六年）
- 「書面投票制度の問題点とその展望」法学研究七〇巻一號（一九九七年）
- 「偽造者の責任」河本一郎ほか編『現代手形小切手法講座（第二巻）』（成文堂、二〇〇〇年）
- 「会社組織および活動の柔軟性——フランスの簡易株式制会社について」法学研究七三巻二號（二〇〇〇年）
- 「フランスの簡易株式会社の一九九九年改正について」法学研究七三巻二號（二〇〇〇年）
- 「会社の区分と株主の数」法学研究七四巻一號（二〇〇一年）
- 「小会社監査役論」法学研究七六巻一〇号（二〇〇三年）
- 「譲渡制限会社における機関構造の柔軟化に伴う問題点」山本爲三郎編『新会社法の基本問題』（慶應義塾大学出版会、二〇〇六年）
- 「商法（特集二〇〇六年学界回顧）」（共著）法律時報七八巻一二号（二〇〇六年）

- 「商法（特集二〇〇七年学界回顧）」（共著）法律時報七九卷一三三号（二〇〇七年）
- 「商法（特集二〇〇八年学界回顧）」（共著）法律時報八〇卷一三三号（二〇〇八年）
- 「会社の『事業のためにする行為』の意義」法学研究八二卷一号（二〇〇九年）
- 「決議取消し等の会社法上の訴えと訴えの利益の消滅」会社法の争点（ジュリスト増刊）（二〇〇九年）
- 「取締役会設置会社以外の株式会社に関する株主総会の法規制——招集手続を中心として」法学研究八二卷一二号（二〇〇九年）
- 「濫用的会社分割と債権者異議手続の問題点」山本爲三郎編『企業法の法理』（慶應義塾大学出版会、二〇一二年）
- 「第三の選択肢としての監査等委員会設置会社制度の問題点」法学研究八九卷一号（二〇一六年）
- 「取締役会設置会社における代表取締役の選定・解職の決定に関する定款自治」法学政治学論究一三三二号（二〇二二年）
- 「取締役会非設置会社において取締役が二人以上選任された場合の業務執行についての序論的考察」法学研究九六卷一号（二〇二三年）

3. 判例評釈

- 「従業員は退職時に従業員持株制度によって得た株式を会社に譲渡する旨の会社・従業員間の契約の効力（昭和五七・二・一九神戸地尼崎支判）」法学研究六一卷一〇号（一九八八年）
- 「代表取締役が取締役会決議を経ないでなした新株発行の効力（昭和五九・七・二三浦和地判）」法学研究六三卷四号（一九九〇年）
- 「有限会社法四〇条一項一号という営業の重要な一部の譲渡にあたりと認められた事例（昭和五九・一二・二五東京高判）」法学研究六四卷九号（一九九一年）

「公正証書遺言の有効性を疑うにたりる相当の理由がある場合、株主総会の議長は議長権限によつてその遺贈株式の議決権行使を拒否できるとした事例 (昭和六一・八・七大阪高判)」「法学研究六五卷一〇号 (一九九二年)

「代表取締役が会社所有の土地を不当に安い賃料で自己の実質的に経営する会社に貸しつけたことにより株主は配当受領可能金額につき侵害を受けたとして、当該代表取締役に商法二六六条ノ三の責任を認めた事例 (昭和六一・一〇・二八福岡地判)」「法学研究六七卷一〇号 (一九九四年)

「営業譲渡と商号の統用 (昭和三八・三・一最高二小判)」「商法 (総則・商行為) 判例百選 (第三版) (別冊ジュリス ト一二九号) (一九九四年)

「設立中の会社の発起人の一人が代表取締役として締結した手形取引契約の効力が設立後の会社に及ばないとされた事例 (昭和六三・五・一八東京地判)」「法学研究六八卷三号 (一九九五年)

「株式の譲渡制限を定款に定める会社において、株式の譲渡につき株主全員の承諾があったときは、その譲渡は会社に対する関係においても有効であるとした事例 (平成二・一一・二九東京高判)」「法学研究六九卷九号 (一九九六年)

「代表取締役が取締役会の決議を経ないでした取締役解任の株主総会決議が不存在とされた事例ならびに代表取締役が取締役会決議を経ないでした新株発行が無効とされた事例 (平成三・九・二〇大阪高判)」「法学研究七〇卷八号 (一九九七年)

「いわゆる小会社の監査役に第三者に対する責任を認めた事例 (平成四・一一・二七東京地判)」「法学研究七一卷五号 (一九九八年)

「株主総会の会場分離と従業員株主の協力による議事進行 (平成一〇・三・一八大阪地判)」「法学研究七四卷三号 (二〇〇一年)

「『社員は他の社員の過半数の決議により退社する』旨の合資会社の定款規定の有効性 (平成九・一〇・一三東京地判)」「法学研究七五卷九号 (二〇〇二年)

- 「営業譲渡と商号の続用（昭和三八・三・一最高二小判）」商法（総則・商行為）判例百選（第四版）（別冊ジュリスト一六四号）（二〇〇二年）
- 「相殺と手形の返還先（昭和五〇・九・二五最高一小判）」手形小切手判例百選（第六版）（別冊ジュリスト一七三号）（二〇〇四年）
- 「新株発行不存在確認の訴えにおける新株発行の実体の有無（平成一四・八・二二名古屋高判）」法学研究七八卷一号（二〇〇五年）
- 「一人株主が会社の経営を事実上掌握している場合に名目的代表取締役は会社に対しては善管注意義務・監視監督義務の責任を負わない」とされた事例（平成一五・九・三〇東京高判）」法学研究七八卷一二号（二〇〇五年）
- 「違法な自己株式取得による会社の損害（平成一五・三・五大阪地判）」会社法判例百選（別冊ジュリスト一八〇号）（二〇〇六年）
- 「保有株式が無価値となつてしまった場合における株主から取締役に対する直接の損害賠償請求（平成一七・一・一八東京高判）」平成一七年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊一三三三号）（二〇〇六年）
- 「会社の新設分割において分割会社が債務履行の見込みがなつたことを理由に分割無効の訴えが認容された事例（平成一六・一・〇・二九名古屋地判）」法学研究八〇巻四号（二〇〇七年）
- 「営業譲渡と商号の続用（昭和三八・三・一最高二小判）」商法（総則・商行為）判例百選（第五版）（別冊ジュリスト一九四号）（二〇〇八年）
- 「一人会社において一人株主は代表取締役に就任している場合もその任務に違背して会社に損害を加えた時は会社に対する責任を負い、責任は当然には免除されないとされた事例（平成二〇・七・一八東京地判）」法学研究八三巻八号（二〇一〇年）
- 「違法な自己株式取得による会社の損害（平成一五・三・五大阪地判）」会社法判例百選（第二版）（別冊ジュリスト二〇五号）（二〇一一年）

「会社法八五四条にいう役員解任の訴えにおいて当該任期の開始前に発生・判明した事由は取締役の解任事由に該当しないとされた事例(平成二一・九・二五京都地宮津支判)」法学研究八五卷六号(二〇二二年)

「会社の経営を支配していたと考えられる事実上の取締役に對して、第三者に對する責任が認められた事例(平成二三・一〇・三二大阪地判)」法学研究八六卷五号(二〇二三年)

「濫用的会社分割に對する許害行為取消權の行使(平成二四・一〇・一二最高二小判)」私法判例リマックス二〇一四年(上)(法律時報別冊)(二〇一四年)

「取締役會設置会社の取締役に對する會計帳簿等閲覧請求權は認められないとされた事例(平成二三・一〇・一八東京地判)」法学研究八七卷一〇号(二〇一四年)

「相殺と手形の返還先(昭和五〇・九・二五最高一小判)」手形小切手判例百選(第七版)(別冊ジュリスト二二三号)(二〇一四年)

「代理出席を含む全員出席總會の決議の効力(昭和六〇・一二・二〇最高二小判)」会社法判例百選(第三版)(別冊ジュリスト二二九号)(二〇一六年)

「非公開会社における株主總會決議を欠く新株發行は無効原因に該当するが、特段の事情として既存株主のすべてが持株比率の減少を了承していたことを認め、新株發行は無効とならないとした事例(平成二五・四・一二大阪高判)」法学研究八九卷一〇号(二〇一六年)

「營業讓渡と商号の統用(昭和三八・三・一最高二小判)」商法判例百選(別冊ジュリスト二四三号)(二〇一九年)

「招集手続に法令違反があるため取締役會決議には瑕疵があるがその瑕疵が決議の結果に影響がないと認められるべき特段の事情があるとして当該決議が有効とされた事例(平成二九・四・一三東京地判)」法学研究九二卷一一号(二〇一九年)

「代理出席を含む全員出席總會の決議の効力(昭和六〇・一二・二〇最高二小判)」会社法判例百選(第四版)(別冊ジュリスト二五四号)(二〇二二年)

「取締役会による代表取締役の解職決議は有効であり、解職された代表取締役は将来得べかりし報酬に相当する損害賠償を請求することができない」とされた事例（平成三一・四・一七富山地高岡支判）」「法学研究九四卷一二号（二〇二二年）

「合同会社の社員について、当該対象社員に除名事由があるとは認められない」とされた事例（令和元・一二・一一東京高判）」「法学研究九五卷一一号（二〇二二年）

「勧告的な意味を有する株主提案の取り扱い（令和三・六・七京都地決）」「法学研究九六卷七号（二〇二三年）

「株主総会の定足数に頭数要件を定めた定款の効力とその適用範囲（令和四・一〇・三一東京高判）」「法学研究九七卷一〇号（二〇二四年）

4. その他

「宝さがし」三田評論一九八九年一〇月号

「学生時代を振り返って」三色旗（慶應義塾大学通信教育部）五〇一号（一九八九年）

「バブル崩壊が影響を与えた法律問題とその後」三色旗（慶應義塾大学通信教育部）五九八号（一九九八年）

「いつの日か：」三色旗（慶應義塾大学通信教育部）六五九号（二〇〇三年）

「倉澤康一郎先生の思い出（倉澤康一郎先生追悼記事）」法学研究八三卷一一号（二〇一〇年）

「米津先生のお茶の間（米津昭子先生追悼記事）」三田評論二〇一一年一月号

「生涯の恩師―米津昭子先生（米津昭子先生追悼記事）」法学研究八四卷一〇号（二〇一一年）

「〈半学半教〉会社法の学びを通じて生涯付き合える友を得ること」塾二九五号（二〇一七年）

「季節の移ろいの中で」三色旗（慶應義塾大学通信教育部）八六一号（二〇二五年）